

大阪市立高倉小学校 P T A 規約

第1章 名 称

第1条 本会は大阪市立高倉小学校 PTA と称し、事務局は大阪市高倉小学校内に置く。

第2章 目 的

第2条 本会の目的は次の通りである。

1. 家庭、学校及び社会の協力によって本校児童の健全な成長を図る。
2. 家庭生活及び社会生活の水準を高めるために保護者への教育及び社会教育を盛んにする。
3. 民主的教育に対する理解を深め之を発展させる。
4. 地域における教育的環境の整備を図る。

第3章 方 針

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に基づいて活動する。

1. 本会は非営利的、非政党的であって、本会の事業以外の活動を目的とするいかなる団体の事業とも関係を持たない。
2. 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉も受けない。
3. 本会は学校の教育方針、学校管理、職員人事には一切干渉しない。

第4章 会 員

第4条 本会の会員になる事の出来るものは次の通りである。

1. 本校に在籍する児童の保護者。
2. 本校に勤務する教職員。
3. 前 2 項以外のものであって本校下に在住し、特に教育に关心を持って入会を希望し、実行委員会で承認を得た者。

第5条 会員はすべて会費を納入する義務を有する。

第6条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第5章 経 理

第7条 本会の経費は、会費、事業収入及び自発的寄付金を以て支弁する。

第8条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行う。

第9条 本会の資産は、全て第2章記載以外の目的のために支出または、使用してはならない。

第10条 会費は月額1口250円とし、毎月納入する。

第11条 本会の経理は、会計監査委員会の監査を受け会員に報告する。

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員とその選出方法

第13条 本会の役員は次の通りとする。但し、公選による公職者は、役員に立候補することができない。

1. 会長 1名 (4条1の会員)

2. 副会長 若干名 (4条1の会員)

3. 書記 若干名 (4条1の会員または2の会員)

4. 会計 若干名 (同 上)

会計が保護者の場合は教職者の中から会計補佐を1名置くことが出来る。

第14条 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

第15条 役員の選出は次の通りに行う。

1. 11名からなる役員候補者指名委員会をイからハの通りに選出し、11月中に構成する。当委員会は、3月中旬ごろまでに役員候補の指名を終える。

イ) 4条1の会員の中から、次の方法により7名を選出する。

a. 各学年より1名の指名委員を選出する。

b. 新1年の保護者は総会において1名の指名委員を選出する。

ロ) 4条2の会員から互選によって2名を選出する。

ハ) 実行委員会から互選によって2名を選出する。

2. 指名委員会は各役員の候補者を推薦し、全会員に通告する。

3. 選挙当日、会員席から役員候補者の追加推薦をすることが出来る。

4. 役員候補者の推薦は、指名委員会からなされる場合も、あらかじめ被推薦者の同意を得ておかなければならない。
5. 役員は、4月総会において選出する。選出の方法は、無記名投票多数決で選挙する。但し、立候補者が役員定数を超えない場合は、その限りでない。
6. 役員は選出された時点から就任する。

第7章 役員の任務

第16条 役員の任務は次の通りである

1. 会長は、
 - イ) 本会を代表し統括する。
 - ロ) 総会、実行委員会を招集し会議の議長となる。
 - ハ) 役員及び校長にはかり各委員会の委員長・副委員長を委嘱する。
- ニ) 各委員会（役員候補指名委員会及び会計監査委員会を除く）に出席することが出来る。
2. 副会長は、
 - イ) 会長を補佐する。
 - ロ) 会長に事故のあるときその代理をする。
3. 書記は、
 - イ) 総会、実行委員会の議事、その他会全般の活動状況を記録し保管する。
 - ロ) 総会その他各種会合の通知を発送する。
4. 会計は、
 - イ) 総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
 - ロ) 会計簿を保管し、いつでも会計の閲覧に供する。
 - ハ) 会計監査をうけて会員に報告する。

第8章 相 談 役

第17条 本会に若干名の相談役を置くことが出来る。

第18条 相談役は、実行委員会の推薦により、会長が委嘱する。

第19条 相談役は、本会の重要事項について相談に応じる。

第9章 総 会

第20条 総会は、本会の最高決議機関である。

第21条 総会の定足数は会員の 5 分の 1 とする。決議は招集による決議または書面（決議権行使書）決議（電磁的記録を含む）によるものとし、参加会員の多数決とする。

第22条 実行委員会が必要と認めた場合、又は会員の 5 分の 1 以上の要求があつた場合は、会長は随時総会を開催する。

第23条 総会は年間 2 回以上開く。

第10章 実行委員会

第24条 実行委員会は、本会の役員・各委員会の委員長・副委員長及び校長によって構成される。

第25条 実行委員会の任務は、次の通りである。

1. 規約並びに総会の決議に従い、各種委員会によって立案された事業計画を審議検討し、実行するものとする。
2. 必要ある場合は、特別委員会を設ける。
3. 役員に欠員が生じた場合は補充する。

第11章 委 員 会

第26条 各委員会の委員長・副委員長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第27条 各委員会の任務は次の通りである

1. 総務委員会は、本 PTA の目的遂行の為、諸活動の年次計画を立案し、実施にあたる。
2. 教育保健委員会は、会員の人権並びに保健衛生に関する理解を深める為、成人教育や各種スポーツクラブの活動計画を立案し、実施にあたる。
3. 広報委員会は、本 PTA 諸活動に対する理解と協力を得る為、広報に関する計画を立案し、実施にあたる。
4. 環境委員会は、教育的環境の保持改善並びに会員及び児童の福利増進をはかる為、校内の緑化につとめるとともに教育環境の美化整備に関する計画を立案し、実施にあたる。

5. 会計監査委員会は、本 PTA の会計を監査し会員にその結果を報告する。

第28条 特定の目的を達成する為に、特別委員会を設けることが出来る。特別委員会は、その目的を達成すると同時に自動的に解散する。

第29条 各委員会の任務を遂行する為、常置委員会をおく。

第12章 個人情報

第30条 個人情報の取り扱いは次の通りである。

1. この会の円滑な運営と児童生徒の安全確保及び有益な情報の発信のために会員から個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）を収集する。
2. 収集した個人情報はこの会の目的を達成することに限り利用する。
3. 収集した個人情報は会長を管理責任者とし、役員及び会長の委嘱を受けた者が管理し、紛失・破壊・改ざん及び漏洩などの危険防止に努める。
4. 収集した個人情報は第三者に開示しない。ただし、法令の定める場合この限りでない。

第31条 写真の取り扱いは次の通りである。

1. PTA 関連行事及び地域行事において撮影した写真については、広報活動としての掲載などを目的として利用する。
2. 利用写真の選択については役員または会長の委嘱を受けた者の判断により行われる。
3. 写真に人物が写っている場合、一般に広報活動として容認される範囲であれば掲載の承諾はとらわれない。但し児童生徒の顔写真を掲載する場合には、児童生徒の人権が損なわれないように十分配慮する。
4. 撮影した動画についても上記写真と同等扱いとする。

第13章 改 正

第32条 規約は、総会に於て改正することが出来る。但し改正案は事前に全会員に通告しておかなければならない。

附 則

第33条 この規約の実施のために必要な事項は、大阪市立高倉小学校 PTA 細則として別に定める。

第34条 細則は、実行委員会の承認を経て定められ、直ちに施行されるが、施行後最初の総会において承認されなければならない。

大阪市都島区高倉町 3-3-10
大阪市立高倉小学校 PTA
昭和 23 年 5 月 1 日 設立

昭和 51 年 10 月 27 日に一部改正
昭和 54 年 4 月 20 日に一部改正
昭和 56 年 4 月 21 日に一部改正
昭和 61 年 4 月 18 日に一部改正
昭和 62 年 4 月 21 日に一部改正
平成 7 年 4 月 28 日に一部改正
平成 22 年 4 月 27 日に一部改正
平成 27 年 4 月 24 日に一部改正
平成 27 年 5 月 30 日に一部改正
平成 29 年 5 月 27 日に一部改正
平成 31 年 4 月 19 日に一部改正
令和 4 年 5 月 25 日に一部改正・令和 5 年 4 月 1 日に施行
令和 7 年 4 月 25 日に一部改正

大阪市立高倉小学校 P T A 細則

1. 書記が保護者の場合は、教職員の中から書記補佐 1名を委嘱することが出来る。
2. 会計補佐及び書記補佐は、必要に応じて実行委員会に出席することが出来る。ただし議決権を有しない。
3. 新 1 年生の保護者による総会は、入学前保護者説明会を以てこれにあてることが出来る。
4. 指名委員会の推薦する役員候補者は、総会当日の 1 週間前までに全会員にこれを通告されなければならない。
5. 相談役は、回答の要請があれば実行委員会に出席することが出来る。ただし議決権を有しない。
6. 総会の参加者数は、委任状提出者数を加えた数とし、書記は、この数を総会に先立って参加者に通告するとともに、総会の成立を宣言しなければならない。
7. 欠員の生じた役員の補充は会長が行い、直ちに全会員に通告するとともに、補充後最初の総会で承認されなければならない。
8. 規約改正案の全会員への事前通告は、当該総会前の早い時期に、文書によって行わなければならない。
9. 会員の慶弔については、別に定める。
10. 本会の運営に関して、規約並びに細則に定めのない事項は、会長の責任においてこれを行う。